

議案第95号

石垣市民の森指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称	石垣市民の森
2 指定管理者となる団体	石垣市字石垣1396番地2 八重山森林組合 代表理事組合長 中山 義隆
3 指 定 の 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

石垣市長 中山 義隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。  
これが、この議案を提出する理由である。